

JR東労組盛岡

No. 66
2018年 4月27日
東日本旅客鉄道
労働組合
盛岡地方本部

〒020-0045
盛岡市盛岡駅西通二丁目16番31号
発行人 坂本 浩
編集人 情 宣 部
NTT 019-623-1011 FAX 019-624-0157
JR 033-2238-2239 FAX 033-2230

盛地申第13号

2018年4月期 36協定交渉

パート3



第6項

平成30年度の首都圏配属数および支社内配属数を系統別に明らかにすると共に、要員需給のバランスを考慮し、正常な業務運営が行える要員体制を確立するために今後の見込みを明らかにすること

平成30年度の新規採用者数は首都圏配属者数が22名（東京11名、横浜11名）、支社内配属者数が78名（営業33名、車両6名、施設23名、電気13名、企画部門3名）で昨年より支社内配属者数が若干増加した採用者数であることが示されました。支社からは「本社には営業職場の要員が厳しい旨を伝え、本社からの指示によって決めた数字である」「不足分は社会人採用を駅の核として育成する事や、本体エルダー等を活用して新規採用者に頼らない体制を創っていく」という支社の考えに対し、地本としては若干とはいえ支社内配属数が増加した事は、この間の議論の成果である事を確認しました。また、首都圏配属に関する問題点として、配属される駅によって十分な営業知識を学べない現実があるにも関わらず、研修センターでは全員が同じ扱いをされるために苦勞している現状もある事から支社がサポートを行っていく事を確認しました。同時に、「首都圏から盛岡支社管内に異動する際、移転休暇についての説明が無かったために取得出来なかった」「首都圏配属の際、職場から遠い寮になり、通勤が大変である。近い寮には首都圏採用者を優先して入寮させているのではないか」など、組合員から出された意見についても主張しました。支社からは、「移転休暇の取得については箇所長の判断になるが、首都圏で努力した社員の苦勞に報いる為にも丁寧な説明を行うように周知する」「入寮については首都圏採用者を優先することなどは無い。どの寮に入りたいかの希望を取ることとは考えていないが、社員が納得して入寮できるように丁寧な説明を行っていく」との回答が示されました。

第7項

安全衛生委員会でのメンタルヘルス対策及び、健康障害防止に向けた審議実績と産業医が出席した実績を明らかにすること

2018年1月～3月の安全衛生委員会への産業医の出席率は、定期健康診断等とも重なった影響で横ばいでしたが、年間の参加率は、H28年度は約20%、H29年度は約23%と微増でした。また、50名未満の職場にいる安全衛生推進者については、支社からの「必ずしも安全衛生推進者が、声を集め現場長に伝えるというものではない。その箇所のやり方がある」との主張に対し、地本からは「そもそも、推進者が誰なのか？そんなのあったのか？が現場の声である」職場内の安全や衛生に関する問題を感じている組合員の声を聞く必要性からも、各職場の安全衛生推進者の周知を改めて求め、確認しました。また、安全衛生委員会への産業医の出席率については支社としても課題として認識していることから、引き続き向上に向けて努力する事、および産業医の確保にも引き続き努めていく事を確認しました。

第8項

平成30年5月1日以降の「日及び月間」および「年間」の限度時間を定める36協定の有効期間は、5月1日から平成31年4月30日までの1年間とすること。なお、協定の有効期間内であっても、各系統の36協定違反根絶や超勤削減に向けた議論を必要に応じて行うこと

地本は、この間36協定違反が連続して発生した現実から、「1年間という締結期間中であっても、途中に対策の成果や課題を時々で議論する検証の場が必要である」と主張したことにに対し、会社は「1年間の労働時間実績に基づいて議論を行う事が適正であり、予め期間を設けて定期的に検証の議論を行う考えはない。申し入れ等、具体的な提起があれば必要な議論は行う」という考えを示しました。